

狂犬病予防注射

年1回の狂犬病予防注射は法律で義務付けられています。動物病院か、市の施設などで集合注射を行いますので、この機会に接種してください。



●集合注射

⑤ 5月9日(金)、12日(月)~14日(水)

¥ 3,500円

他 案内はがき(裏面の問診票を記入)、登録(愛犬)カード、注射費用を持参してください

問 生活安心課(1階)

☎561-2340

FAX561-2479



特別障害者手当等支給額の変更

重度の障害により、在宅で常に特別な介護が必要な人への手当です。4月から支給額が変わります。



●特別障害者手当(月額)

	改定前	改定後
支給額	28,840円	29,590円

●障害児福祉手当・経過的福祉手当(月額)

	改定前	改定後
支給額	15,690円	16,100円

申・問 障害福祉課(1階)

☎561-2363、FAX561-2480

第5次草津市地球冷やしたいプロジェクト

~草津市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)~開始



温室効果ガス排出削減や吸収促進に向けた取り組みを進め、気候変動の影響に備えるために、各主体(市民、事業者、団体、市)が一丸となって脱炭素社会への転換を図るための計画です。詳しくは、担当課に問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。



問 温暖化対策室(7階)

☎561-6581、FAX561-2489



やっぱり草津がいい

まちのできごと

草津市のできごとを紹介します。

市のハス『里帰りプロジェクト』里帰り植込み式

市制施行60周年を迎えた平成26(2014)年に、福島県伊達市と友好交流都市協定を締結し、伊達市にハスの地下茎を贈呈しました。伊達市では、そのハスが今も大切に育てられています。



草津市市制施行70周年記念ハス里帰りプロジェクト 里帰り植込み式

3月1日、水生植物公園みずの森(下物町)で、市制施行70周年を記念し、草津市が贈呈したハスの地下茎の一部が里帰りしました。「ハス里帰り大使」に任命された子どもたちにより、植込み式を行いました。

問 公園緑地課(5階)

☎561-6963、FAX561-2487

公開中の映画「少年と犬」に草津市が登場します

滋賀県が舞台となった映画「少年と犬」では、主人公の一人「美羽」が滋賀県で一頭の犬「多聞」と暮らしているとあって、県内の身近な場所がスクリーンに映し出され、市の湖岸沿いも登場します。

瀨々敬久監督はインタビューで「一つの琵琶湖でも、いろいろな見え方ができるシーンにこだわった」と語られました。滋賀県の魅力あふれる作品となっています。



問 商工観光労政課(4階) ☎561-2351、FAX561-2486

パブリックコメント(意見公募)

ご意見ありがとうございました

●草津市子ども・若者計画(案)

問 子ども若者政策課(さわやか保健センター2階) ☎562-7882、FAX561-6780

●第5次草津市地球冷やしたいプロジェクト~草津市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)~(案)

問 温暖化対策室(7階) ☎561-6581、FAX561-2489

●草津市国土強靱化地域計画(案)

問 危機管理課(1階) ☎561-2325、FAX561-6852

●第3次草津市協働のまちづくり推進計画(案)

問 まちづくり協働課(2階) ☎561-2337、FAX561-2482

パブリックコメントの結果・概要は、随時市ホームページに掲載します。



消費生活相談員です

消費生活センター(1階) ☎561-2353 相談時間 9:00~16:30

No. 300

国の行政機関が行う統計調査を装った「かたり調査」にご注意!



かたり調査か判断できない場合は、居住地の都道府県の統計主管課に問い合わせましょう。不審なことなどがあれば、居住市の消費生活センターへ相談しましょう(参照:国民生活センター、活センター、総務省ホームページ)

最近、世帯を対象とした「かたり調査」が発生しています。「かたり調査」とは行政機関が行う統計調査であるかのような説明をして、個人情報などをだまし取る行為です。【事例1】携帯や自宅の固定電話に行政機関を名乗る電話がかかってきた。「統計調査」だと説明するテープが流れた。行政機関が電話で「統計調査」を行うことはあるのか。

【アドバイス】国や地方公共団体の職員などが、個人に対し電話や電子メールで統計調査の依頼をしたり、世帯の情報を調査したりすることは絶対にありません。アンケートや調査への協力を求められても、質問などには回答せず、相手に個人情報を与えないように注意しましょう。本日に行政機関が行う統計調査かどうか判断できない場合は、居住地の都道府県の統計主管課に問い合わせましょう。不審なことなどがあれば、居住市の消費生活センターへ相談しましょう(参照:国民生活センター、総務省ホームページ)

あなたも健康推進員になれる!

市長から委嘱を受けて、地域に密着した健康づくり活動を推進するボランティア組織です。自分や家族、地域全体の健康を守るために活躍する健康推進員を募集します。

Q 具体的に何をやるの?

① 啓発の媒体を使って、歯みがきの大切さを伝えたり、離乳食教室でバランスの良い食事について伝えたりしています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

Q 健康推進員になるにはどうしたらいいの?

① 養成講座を受けて、食事や健康など、さまざまな分野から、健康について学びます。●月1、2回の受講 ●受講時間 合計26時間

Q 子育てや仕事で忙しいけど続けられるかな?

① 子育て中の人、仕事をしている人や男性も、健康に不安がある人も活躍中です。できるときにできることを、無理なく楽しく活動できます。

対 市内在住で、講座を20時間以上受講できる人

●講座修了後、健康推進員として活動できる人

他 ●養成講座受講内容

調理実習・運動教室・講座(医師・歯科医師・栄養士などから健康増進のために必要な知識を学びます)

申 5月9日(金)までに、住所・氏名・電話番号・受講応募動機(簡易)を担当課へ

問 健康増進課(2階) ☎561-2323、FAX561-0180

どんな油も流さないで! ~きれいな川のためにできること~

地域の水路の水が、田畑を潤し、琵琶湖に流れ出て、私たちの飲料水となっています。油を河川に流すと、流した本人の責任が問われ、補償問題に発展する場合があります。どんな油も河川に流さないように注意しましょう。

●油流出の主な原因

- 灯油、エンジンオイル、食用油などの投棄
- 給油やオイル交換作業時の不注意
- ボイラーやタンクなど、設備の整備不良

廃食用油以外の回収は、取扱店・販売店へお問い合わせください。廃食用油の処分方法は、市ホームページをご覧ください。資源循環推進課(☎562-6361)にお問い合わせください。

問 環境政策課(1階)

☎561-2341、FAX561-2479

